

「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）」の改定について

令和5年2月
環境生活部

趣 旨

令和3年10月に改定された国の地球温暖化対策計画及び気候変動適応計画等と整合を図りながら、温室効果ガス排出量の削減目標の再設定や関連施策の見直し等を行うため、令和3年3月に策定した標記計画を改定する。

1 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

- ・地球温暖化対策推進法(第21条第1項及び第3項)
- ・気候変動適応法(第12条)

(2) 計画期間

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

(3) 基準年度

平成25(2013)年度

※計画改定に伴う変更なし

3

2 計画改定の視点

- 国計画や県議会脱炭素特別委員会の政策提言等を踏まえるとともに、
「やまぐち未来維新プラン」や府内の関連計画と整合を図り、
地域・産業特性を活かした地球温暖化対策を再整理
- 国の2050年カーボンニュートラル宣言や改正地球温暖化対策推進法(令和4年4月施行)の
基本理念を踏まえ、新たに「目指す2050年の将来像」を設定
- 国の2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比46%削減)と整合し、
本県の地域・産業特性を踏まえた県の削減目標を見直し
- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、再エネを活用した「地域脱炭素化促進事業」を
推進するために市町が対象区域（再エネ促進区域）を設定する際の県基準を新たに設定
- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画の改定を踏まえ、
県庁における削減目標の再設定と取組の見直し

4

3 改定のポイント (1)

(1) 目指す2050年の将来像

- 本県の地域・産業特性を活かし、
「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の
社会（脱炭素社会）の実現を目指すことを明記



5

3 改定のポイント (2)

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

- 国計画に対応した取組に、県内の再エネ導入状況や「やまぐち産業脱炭素化戦略」の取組などの動向等を加味し、削減目標を再設定

部門・分野		2013年度 (基準年度) ①	2018年度 (現状) ②	2030年度排出量の目安				(単位:万t-CO ₂)	国の地球温暖化 対策で示されて いる削減割合
				現状 する勢 ケース	国の地球温暖化 計画に対応した 取組の対策後 ③	②+県内の動 向等を踏まえ た対策後 ④	基準年度比 (③/①-1)× 100		
二 酸 化 炭 素	エネルギー 起源CO ₂	産業部門	2,076	2,221	2,101	1,651 (▲20.5%)	1,523	▲ 26.7%	▲38%
		業務その他部門	248	204	205	119 (▲52.1%)	118	▲ 52.5%	▲51%
		家庭部門	360	249	236	121 (▲66.4%)	120	▲ 66.7%	▲66%
		運輸部門	326	303	270	194 (▲40.7%)	192	▲ 41.2%	▲35%
		エネルギー転換部門	365	307	318	240 (▲34.2%)	192	▲ 47.4%	▲47%
	非エネルギー 起源CO ₂	工業プロセス部門	705	705	692	691 (▲2.1%)	619	▲ 12.3%	▲15%
		廃棄物部門	109	115	116	91 (▲16.1%)	89	▲ 18.1%	▲11%
その 他 ガス	メタン	32	28	22	20 (▲37.8%)	20	▲ 36.7%	▲17%	
	一酸化二窒素	44	43	40	39 (▲11.5%)	39	▲ 11.4%	▲44%	
	代替フロン等4ガス	45	51	45	13 (▲70.7%)	13	▲ 70.9%	▲42%	
	計	4,310	4,226	4,046	3,179 (▲26.3%)	2,925	▲ 32.2%	-	
吸収源対策		-	-	-	▲ 127	-	▲ 128	-	
合計		4,310	4,226	4,046	3,051 (▲29.2%)	2,797	▲ 35.1%	▲46%	

注：国マニュアルにおける算定方法の改定や国統計の遡り改訂により、基準年度の数値も変更

6

3 改定のポイント (3)

(3) 再生可能エネルギーの導入目標

- 国計画の電源構成や県内の導入実績を踏まえ、導入目標を設定

	現計画	改定計画	
導入目標	再エネ発電出力を 2030年度に240万kW	再エネ発電出力を 2030年度に <u>300万kW</u>	
参考 △	エネルギー基本計画に おける再エネ導入割合	22~24%	36~38%

7

3 改定のポイント (4)~(6)

(4) 地域脱炭素化促進事業の対象区域の設定に関する環境配慮基準

- 「太陽光発電」について、「促進区域に含めることが適切でない区域」及び「考慮すべき環境配慮事項」を明記

(5) 重点プロジェクト

- 新プロジェクトとして「産業分野における脱炭素化の促進」※を追加
(※「やまぐち産業脱炭素化戦略」と整合を図った内容)

(6) 県庁の取組（エコ・オフィス実践プラン）

- 県の削減目標（業務その他部門）と同等の削減目標(2013年度比53%削減)を設定
- 全国知事会による「脱炭素・地球温暖化対策行動宣言」と整合を図り、電動車の導入や県有施設への太陽光発電設備の最大限導入に係る目標を明記

8

4 パブリック・コメント等の実施（1）

（1）公表資料

- ①「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）※改定版（素案）」（概要）
- ②「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）※改定版（素案）」（全文）
- ③「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）※改定版 別冊 促進区域の設定に関する基準（素案）」（全文）

（2）資料の閲覧方法

- ①県庁ホームページ
- ②文書閲覧：県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口地方県民相談室防府市駐在

（3）意見の募集期間

令和4年12月19日（月曜日）から令和5年1月18日（水曜日）まで

（4）その他

同期間に、温対法第21条第11項の規定に基づく、関係自治体（県内市町）への意見聴取を実施

4 パブリック・コメント等の実施（2）

（1）結果

	意見提出 人数・市町数	意見件数	計画の記載内容に 関すること	パブコメの手法等に 関すること	書式等に 関すること
パブコメ	4名	37件	14件	23件	0件
市町	2市	16件	9件	0件	7件

（2）主な意見等

該当ページ	意見内容
P4	「2計画の位置付け」について、「やまぐち産業脱炭素化戦略」（素案）における記述と整合を図られたい。
P33	「⑤非エネルギー起源CO2（工業プロセス部門、廃棄物部門）」について、セメント製造業等におけるごみ固化形燃料（RPF等）などの廃棄物の原燃料使用は、化石燃料の使用量の削減につながるものである。このため、廃プラスチックの単純焼却量を削減していく必要があるのではないか。
P36	「今後、太陽光等への導入偏重を是正し、・・・」と記載があるが、太陽光発電等は蓄電池との組合せにより出力調整の対策があるため、導入偏重のは正が求められるのでなく、偏った発電出力のは正が求められるのではないか。

⇒ 意見内容を踏まえ、計18か所の記載内容を修正、追記、削除等して対応

5 改定スケジュール（案）

年 月	環境審議会	県	県議会 (環境福祉委員会)
令和 5 年 2 月	最終案答申 ※2/7	最終案 	最終案報告
3 月		策定・公表	